

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○林委員長 次に、神田警察通り関連についてです。本件に関する陳情は、新たに当委員会に送付されました陳情送付6-33、自転車道と歩道拡幅工事について4期、5期を早期に開始して下さい、並びに継続中の送付6-3、神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情から、送付6-9から11、14、15、23、6-25、6-29の合計10件です。新たに送付された陳情書の朗読は省略し、関連するため、陳情10件を一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

なお、前回は申し上げましたが、送付6-14、神田警察通り道路整備工事、2期工事の中断と整備内容の変更を求める陳情書は、委員のみ陳情者名が分かる文書です。また、送付6-15、神田警察署通りの街路樹を守る会のメンバーに対する仮処分の申し立て件についての陳情に添付の意見書については委員のみとなっております。委員のみの資料となっております。委員の皆様におかれましては、2点について十分お取り扱いにご注意をお願いいたします。

それでは、執行機関から何か情報提供等ありましたら、どうぞ。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 7月25日の当委員会におきまして、陳情、送付6-29に関連しまして、男女構成比、協議会の男女構成比に関する資料の要求がございました。それにつきまして、環境まちづくり部資料2及びファイル番号ですと04になりますが、説明させていただきます。

本資料につきましては、附属機関等の男女構成比に関する区の実績や基準策定と、神田警察通り協議会の設置時期に関して時系列にまとめております。

まず、一番上の①ですが、第3次長期総合計画「基本構想」といたしまして、平成13年10月に策定とあります。ここで区の審議会・懇談会の男女比率について、50対50の目標値として設定がなされております。

次に、②附属機関等の会議及び会議録等の公開に関する基準が平成21年6月に区のほうで基準が制定されております。この段階においては、会議の公開基準及び会議録の作成に関する内容のみが規定されており、男女比に関する規定は定められておりません。

続きまして、③神田警察通り沿道整備推進協議会につきまして、平成23年9月に協議会が設置されております。

続いて、④ですが、ちよだみらいプロジェクトー千代田区第3次基本計画2015-1が平成27年3月に計画改定され、区が設置する委員会や審議会における女性委員の割合の目標値として、平成31年に40%、平成36年度に50%と、みらいプロジェクトにおいて目標設定がされております。

そして、⑤になりますが、附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準が令和2年10月に基準改正がされております。こちらは②の基準について、名称を変更する及び内容規定の追加を行ったという改正内容でございます。

下段の表に令和2年の基準改正時の新旧対照表を抜粋しております。左が現行、右が改正前ということで、協議会等の、附属機関等の男女比率に関する規定につきましては、基準第5条に委員等の選任という形で設けられております。（2）の2項になりますが、委員等の男女の構成比は、一方が委員等の定数の40%未満とならないよう努めることとい

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

うのがここで明文、基準として行われております。

また、最下段になりますが、経過措置ということで、改正後の第5条の規定につきましては、この基準を令和3年1月1日以後に新たに委員等を選任とする場合に適用し、同日前に新たに委員等を選任する場合については、なお従前の例にするということで、不遡及であることが規定されております。

説明は以上です。

○林委員長 以上。終わりですか。はい。

それでは、委員の方。えっ。（「男女比の……」と呼ぶ者あり）男女比の件ですね。前回確認したいというのがございましたので。

どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 資料としてはまとめていただきまして、ありがとうございます。ただ、だからどうというのが、今の答弁、説明、ちょっと私の聞き取りが悪くてよく分からないんですよ。だからどうなのでしょう。新旧対照表をつけてもらって、一方の性が40%未満にならないようにということと、連続5任期以上はというようなことが書いてあります。多分インターネット中継では資料、これは公開になっていないんですよ。だから分かりづらいと思うんですけど、それに対して、この④のところ言うと、「審議会等」というふうに書いてある「等」の中には、②のところに「附属機関等」となっているんですけども、この神田警察通り沿道整備推進協議会も入るのかどうかということから聞いたらいいんでしょうかね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 基準第2条に定義がございます。今回ちょっと抜粋で5条しかお示しておりませんが、附属機関及び懇談会等という形で定義がなされております。神田警察通り協議会につきましては、この懇談会等に該当するという認識でありますので、区のこの附属機関設置基準については適用されるという認識でございます。

○小枝委員 そうしますと、両方、一方の性が40%を下回らないように努めるという対象になるというふうに考えてよろしいんですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、令和2年の改正によって、この40%以上、片方が下回ってはならないということで、規定が区の全体の基準としてなっておりますので、当然新たな協議会等を設置していく場合については、それになるような形で努めていくことが区の執行機関としては求められることだと思っております。

一方で、既存で既にある協議会について、速やかにこの数字になるように組織体を改正していくかということについては、経過措置の欄にもありますが、あくまで不遡及というところもございますので、ただ、これにつきましては区のほうでも、昨年の前部長の答弁でもございますが、今の協議会の構成については検討していくということで、なるべく、基準の不遡及だと言いながらも、区として体制を今の基準に近づけていく必要はあるという認識でございますので、それについては引き続き検討してまいりたいと考えております。

○林委員長 じゃあ、そこのところは、方向性、ベクトルとして大変すっきりとしてきたというふうに思うので、一つはそういう方向、男女平等であるとか、もしくは多様性であるとか、そうした障害を持った人や、今で言うとLGBTであるとか、あとは何ですかね、やっぱり地域を、ここの通りを構成する方々が、広く開かれた形で議論できるような場をこれからつくっていくというふうに受け止めてよろしいですね。

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 委員のおっしゃるとおり、そこについては多様な方にご参画いただいて、様々な立場の中でご意見を頂いて協議をしていく場をつくっていくのが、我々事務局の務めであると考えております。

○林委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 関連。先日の本会議で、たしか、はまもり議員が質問されたと思うんですけども、まちづくり関連の女性の委員の人数が5.3%ぐらいだったということは、この40%に向けて結構な、今現実、これからとはいえ、かなり高い目標になってくると思うんですよ。

それで、実際にまちづくりの委員会とか協議会は、各機関ですとか各町会にお願いをすと思うと、町会からすれば、我が町会からは1人。1人の代表なんです。そうすると、この町会からは女性でこの町会からは男性でというわけにいかないじゃないですか。町会任せにすると、大体今までの傾向からすると男性しか上げてこないで、別にこの神田警察通りだけじゃなくって、うちの富士見のまちづくりの協議会も男性しかいない。ほぼ男性ですよ。という状況が、もう本当にもう何十年も続いている状況なんですよ。

そこで、実際にはこの努力規定だと思うんですけども、この努力規定を実現するに当たって、じゃあ、各団体にどういうお願いの仕方をする予定なんですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 神田警察通りの協議会に限らず、全般的なまちづくりの検討体、協議会等のことについてのトータルのご意見、ご質問だと思います。かなり過去、富士見にしろ駿河台にしろ、これまで協議会がかなり前に形成されていて、まちづくりとしての議論が積み重ねられてきたという事実もございます。そうした中では、いきなり全員をメンバーチェンジしてやるというやり方がこれまでの継続的な議論のつながりになるのかということについては、今までの協議会の議論を尊重しながら、一定程度、女性委員、片方の性の方だとか多様な方に参画していただく方法というのを、さらに検討していかなきゃいけないというふうには考えております。

一方で、当然令和2年10月には区全体としての基準が示されておりますので、現状の新たにつくる協議会等につきましては、これに従う形で人選、町会からの推薦も含めて、かなりそこについては我々もすごく地域に行ったりして、どういう方に出ていただくかというのはすごく悩ましいところではございますが、様々そういったコミュニティ等を使いながら、どんな方がいらっちゃって、どういう方に出てもらうべきなのか。また、そういった方に積極的に出ていただきたいという投げかけをこれまで以上にしていかないと、そういう協議会自体はなかなか起こせないのかなというふうな認識でございます。

○春山副委員長 関連。

○林委員長 関連。副委員長。

○春山副委員長 小枝委員と岩佐委員のこれからのまちづくりの協議会の在り方について、関連で指摘させていただきます。今ご答弁いただいたように、これまでの協議会の在り方と違う方向性を模索していく必要があるというふうに認識されているというふうには理解したんですけども、いろんな各地で、まちづくりの在り方についていろんな模索を、どこの自治体もどこの地域もしてきているのをいろいろ見てきている中で、行政がもうこの方、この方に委員を誰か選んでくださいという選任の仕方って、やはりなかなかまちづくりの問題が起きやすいこともあって、もっと全然違うアプローチ、例えば地域の人たちに

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

本当に和気あいあいとディスカッションしてもらおう場を持ちながら、その中でリーダー的な人たちを見つけて候補者をつくっていくとか、まちづくり協議会の中心的な存在に担っていただいて、町会の方々にも入っていただきながら、それをサポートしてもらおう存在として町会の人たちに行ってもらおうとか、そういう様々な、地域特性に合わせた新しいやり方があるので、やっぱりその辺をもうちょっと勉強していただいて、今後のまちづくりの協議会が新しい形で、もっといろんな方々が意見が言えるような仕組みというのを考えていただきたいなと思います。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 春山委員のほうからも、協議会、まさに合意形成の在り方について、根本的な部分をお話しされたのかなと思っております。協議会方式が全てではございませんし、どういった形で地域の方々会議、協議の場に参加して意見を述べられて、また、そういった違う意見の方も含めてどう強調してやっていくかということについては、今後の区のまちづくりの進め方としては、最大、一番課題となっている部分だと認識しております。そこにつきましては、しっかり様々なやり方含めて、場所によってもやり方が違うというのも当然あると思いますので、そこについては様々な知見を頂きながら、またご相談させていただきながら進めていきたいと考えております。

○林委員長 いいですかね。あんまり整理に入ると、きれいな整理なのか分からないですけども、今後についてはいろいろな研究、最近、千代田区内を研究していくというところまではいいんですけど、ここはこの所管でもあるし、ほかの部の所管でもある会議体の構成人数と。

今、陳情でこの神田警察通りで様々な議論が出ているところは、これまで既存で男女比が著しく、区の基本計画があったにもかかわらずうまくいっていないところを、今後どうするのかというところに少しフォーカスを当てていかないと、今後については第3次長期計画みたいな、数値目標はない、40とか50とかはないんですけど、この基準が40というのが、これに当たるのかな、基本構想の。それはそれで、どういう形になっていくのかというのはいいです。それは別儀の、陳情審査とはちょっと違うカテゴリーなのかと。

今、既に男性陣が多く存在している協議会、特にここの場合はほぼ全て男性陣の方々の、まちのためと思って協議会にお忙しい中参加していただいた方々が決めて積み上げてきたことに対して、これじゃ少し偏っているんじゃないかというところの疑義がなされているんで、ここを、さあどうしましょうかねというところに行かないと、今後の話は決算なり予算なり、いかようにでもしていただければいいんですけども、陳情審査には少しなじまなくなってくるんで、どうしましょうかね。

○春山副委員長 確認だけしてもいいですか。

○林委員長 ええ。どうぞ、どうぞ。副委員長。

○春山副委員長 経過の確認だけ。委員長の議事整理、ありがとうございます。現状の今までの神田警察通りの沿道整備推進協会の過去の経緯の確認だけさせていただきたいんですけども、2003、平成23年9月の設置要綱が設置されてから、今までの男女比の変化があったのか。最初のときの男女比と、その経緯と、今現状を教えていただきたいのと、千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準の後に、令和2年10月以降に協議会が何回開催されたのか。それと、ここは新しい委員が選任された場合は目標数値に近づけなくてはいけないはずなんですけれども、新しい委員は選任されて

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

いるのか。教えてください。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 神田警察通りの協議会、平成23年に設置以降、男女比の変化はございません。全て男性の委員で構成されております。

令和2年10月の改正以降、何回開催されたかということですが、5回ほど協議会は開催されております。その際、途中で委員の変更等に関わる内容につきましては、お二人、町会の方の推薦が替わったということで、変更はございました。

○春山副委員長 もう一点確認です。その2人の方が変更された年月日を教えて、年、月まででいいので、教えていただけますか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 大変申し訳ありません。お一人だけ変更でした。令和2年12月の開催時に町会の代表の方が1名変更になったということで、替わっておるのがございます。

○春山副委員長 はい。ありがとうございます。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 ゼロベースで来たということですがけれども、じゃあ、将来これからどうするかというときに、一つお聞きしたい。お聞きしたいというか、この場所においてどの方法を取っていくかというやり方については、一つは今までのような協議会方式、開かれた協議会方式というのものもあるかもしれない。

それからもう一つは、何でしょう、今、道とまちを分けていますよね。それも、道とまちって分けるものなのか。ここ、要するに将来ビジョンを共有する中で、ウォークラブルな道を造っていくという将来目標をもっと明確にしていってらどうかというふうに思うんです。後づけに出てきた情報もあるし、コロナもあったしということもあって、東郷公園の鉛じゃないですけども、いろいろな要素、いろんなことでつまずきはあるし、いがみ合いもあるかもしれないんですけども、やっぱりこの22メートルの広さを持つ区道って、もうそんなにないんですよ。ついこの間まで東京都のものだったのに千代田区に来たということなので、千代田区としては手をつけたことがないようなところで、明大通りも22メートルだったと思うし、ここも、神田警察通りも22メートル。

このところを、コロナがあったり、その前から国交省のほうでウォークラブルをやろうということで、千代田区も手を挙げて、よりウォークラブルにしようということで、本会議場でも、街路樹であるとか、それからベンチであるとか、様々なものを加えていくことも考えるということをお答えされていたのを聞くと、ゼロか100かではなくて、一旦ラウンドテーブルという形を取るのがいいのか、まちづくり学校という形を取るのがいいのか、将来ビジョンの共有の仕方というものを少し示していただく必要があるのかなというふうに思うんですね。

それはスピード感を持って、急ぎ皆さんと、これならいけるねというものにたどり着かないといけないと思うんですね。今回の陳情、Ⅳ、Ⅴ期を早くやってくれということをお神田警察通りの先の神田平成通りというんですけど、あの通りの方からの陳情だったというふうに思います。それを考えると、神田平成通りも早くやってくれというふうに思っているのかなというふうにも思います。

その辺のやり方について、区のもし今お考えのことがあれば、答えていただきたいなと思うんですけども、まだこれからということであれば、何か資料という形で出していた

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

だけたらと思いますけど、いかがでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 今いろいろと協議会、まちづくりの協議会について、男女比に関するお話から警察通りの協議会のお話もあったかなというふうに思っています。

まず、男女比に関しましては、今までのまちづくりの協議会、先ほど担当課長がお話したように、町会さんをベースに、地域のことのいろいろ課題だとか解決しなければならぬことだとか、そういったところが、区としてはやはり町会さん、そういったところの認識が強いというところで、今までそういった形の方に入っていて、課題解決のために協議をしてきたといったようなところかなと。そういった、お願いした中で、やはり町会長さんというよりも町会さんという形でお願いすると、大体、町会長さんが出ていただけるという形が多くて、比率的には男の人が、男性ばかりになっていたというのは事実かなというふうに思います。

じゃあ、町会さんのほうに、女性を出してください、婦人部長さんを出してくださいといったときに、そういった課題を、一つの課題に、じゃあ、それであれば誰々とかというところにもなると思うので、じゃあ女性という形になかなか行くのは難しいところもあるのかなというふうには思います。

そういった中の男女比を上げていく努力というのは、もちろんこれからしていきますので、どういった形、町会さんなのか、またもしくは別の方々に入ってもらって少しパーセンテージを上げていくかとかというところもあると思いますので、そういった検討は、既存の協議会だとかはそういった形でちょっと検討はしていく必要があるかなというふうに思います。

一方で、新しく今後そういった協議会だとか勉強会だとかをつくるときには、町会さん、もちろんあるんですけど、それ以外の方々を含めて例えば公募するだとか、そういったところも含めて、男女比をなるべくこの書いてあるような、6：4になるような形で募集できればいいかなというふうに思っています。

小枝委員が先ほど言われた、警察通りの協議会の中で道とまちづくりが分かれているよねというようなお話だったんですけども、基本的にはまちづくりの話をしながら警察通りの整備の検討をしていったという形になります。警察通りの整備に関しましては、Ⅱ期工事だとかそういった形で、基本的に今もうこういった形で整備していきますよといったところが出てきておりますので、ちょっと男女比のお話とは別として、協議会の中でどういったことを議題として挙げるかということに関しては、また別のお話になるかなというふうには思っております。

○小枝委員 別の話。よく聞き取れなかったんですけど、じゃあ、聞き方をもう少し変えて、どちらに聞いたらいいのか。神田警察通り、あれっ、今日、陳情審査としては神田警察通りですよ。

○林委員長 神田警察通りの関連の10件の陳情についての審査を行っております。

○小枝委員 そういうことですよ。前振りとして、この男女比の陳情があるから、その資料を出していただいた。

この別の話としてというところはやっぱり聞いておかなきゃいけないんですけども、神田警察通りについてはもうデザインが確定しているから、そのままやりますということは今おっしゃったのですか。それと、両方なんだけど、デザインのことと会議体の持ち方の

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

ことなただけけれども、ちょっと分かりにくいので、会議体の持ち方とデザインのことと、
どういうふうを考えているのか教えてください。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと分かれていて申し訳ないんですけど、協議会のほう
に関してはまちづくりのほうで担当していますので、その比率に関しましては先ほど答弁
させていただいたとおりで、既存の協議会に関しましては男女比が上がるような形で努力
していく必要があるといったようなところですよ。

一方で、神田警察通りの協議会の中で道路関係のお話をどうするかといったことに関し
ては、ちょっと私のほうからはご答弁できかねますので、それは別のお話といった形で先
ほど答弁させていただいたといったようなところがございます。

○須貝基盤整備計画担当課長 道路のほうのお尋ねですけども、道路のほう、線形と言いま
して、道路の形なんですけど、それにつきましては、令和2年2月19日に開催されました
第16回神田警察通り沿道整備推進協議会の中で、全体の線形についてはお示ししてお
りまして、その中で、最後、道路の形についてはこれで完成するというような形で終わっ
てございます。

○小枝委員 その令和2年2月19日に確認したのはⅡ期工事の話ですかね。Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ
も固めているんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 Ⅱ期のお話ではなくて、まず全体的なところで、パーキン
グメーターですとか、あと横断歩道の位置だとか、そういうことについても議論をした中
で、神田警察通りに関しての全体の線形は、Ⅱ期以降の全体の線形はそこで決まったとい
うところがございます。

○小枝委員 それは先ほど来委員の皆さんから出ている話とも異なってくると思うんです
ね。多様な方々が共感できるまちづくりの方法を考えてくださいよという話だったと思う
んですけども、これ、Ⅳ、Ⅴ期もやってくださいという問いに対して、何ですか、陽光
桜1本道みたいな形で、全部Ⅴ期までやっちゃうんですという話であるとすると、私は地
域がよければもう、そうですねというふうなことなただけけれども、今までなかなか多くの
方は意見を言うチャンスがないという状況もあったし、ウォークブルの方針が出たのも、
これ、令和4年じゃないですか。ね。

だから、そういう未来に向けて考えていったときに、よりいいものに調整をしていくと
いうことをしないと、私は再三言っているんですけども、必ずつまずくんですね。もう
私も嫌なんですよ。つまずいてほしくない。将来ビジョンをしっかりと持って、みんながい
いんじゃないと思えるものにもう最速で書き直して、それを、神田スクエアでも、いろん
なビルの、何というんですか、見えるところに置いて、この道はこんなによくなるんです
よと、模型を置いてね。こんなによくなるんですよ。みんな未来に向かって自慢でき
るような道を造りましょうというふうにししないと、お金ももたないし、住民もがっかり
だし、対立は終わらないし、そういうことではあってはならないというふうに、私とし
ては、私自身の、何というかな、思いも含めて、思うんですよ。なので、ちょっと一個
一個聞いたほうがいいのかもしいかなので、Ⅳ、Ⅴ期については、今やるような姿勢がある
んですか、ないんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、Ⅱ期に関しては、もう既に契約をしているというこ
とで進めていかなければならないと考えております。そして、Ⅲ期の沿道ですね、こち

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

らには、令和8年度に区の福祉関係の施設が整備されるということ、それから、道路、一方通行ということで、その交通の安全面を考慮いたしますと、Ⅲ期から整備していくことが不可欠であるということを考えてございます。

○林委員長 今、質問者のほうがⅣ期、Ⅴ期どうするんですかという問いなんですけども、もうやらないということでもいいんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 すみません、言葉足らずで。Ⅳ期、Ⅴ期をしないということではなく、Ⅲ期の安全面ですとか、福祉関係の施設が整備されるということから、Ⅲ期のほうから整備を進めていくということでございます。

○林委員長 ちょっと待って。これ以上の整理は、あとは……

いいですか、岩田委員。

○岩田委員 Ⅳ期、Ⅴ期の前にⅢ期をやるというご説明ですよ、今のは。そうではなくて、Ⅱ期が今滞っているの、そうではなく、Ⅳ、Ⅴとか、そういう別なところからできないのかという意図ではないかなと思うんですが。

○須貝基盤整備計画担当課長 滞っているのは様々原因があるんですけども、一つは、今申し上げたとおり、Ⅲ期のところに福祉関係の施設ができるということと、何度も申し上げていますが、一方通行で、Ⅳ期、Ⅴ期というところを先にやると、ボトルネックになってしまう。そういう安全面も考慮すると、総合的に考えれば、Ⅲ期のほうから進めていくほうがよいのではないかと考えてございます。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 いずれにしても、Ⅲ期については、これからの議決事項ですよ。事務的に線形ができていくかどうかということ以前に、共にこの道のデザインを今日的によいものにしていこうということの協議を、住民の皆さんと一緒にやらないと、何というのかな、ちょっと、ある意味、一定年齢以上のまちの代表の方の意見に偏ってしまうんじゃないかと。多様な意見があると思いますよ。全員が満足するというのは、無理だと思います。けれども、やっぱりまちの将来に夢を持つということは非常に大事なことでありまして、これですね、これ、また縦割りで部署が違うと言われるかもしれないけれども、「私たちがまちの主演 つながりを育む地域の「わ」」ということで、千代田区ウォークアブルまちづくりデザインというのが、これは令和4年の6月なんですよ、令和4年の6月。この資料編のほうにも、公共施設の在り方や文化財の在り方とか、もう非常にちゃんと国交省の考え方とも軌を一にする東京都の考え方とも、そういう内容のものをまとめ上げているんですよ。

須貝さん、ご苦労してきたと思うんですけども、10年前に経済状況やいろんな道路のことを考えて立てた計画を全部チャラにしてくれと言っているのではなくて、今、この道を構成する皆さんとこういう将来ビジョンで行きましょうというものを確認していったほうが早いんじゃないかと私は思っているんです。あえてⅡ期のことは今聞いていないんですね。Ⅲ期以降のことを聞いているんですけども、そこを、考え方が、議会議決もこれからですから、やっぱりよりいいものに豊かな空間にしていこうという思いを行政や担当者が持ってくださらないと、後ろに、何というのかな、過去に戻るような話になっちゃうので、未来に向かう話になっていかないわけですよ。

全ての要素を盛り込んで、特にこの神田公園地区になるんですよ、ほとんどが、多分。

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

神田公園地区、まあ、神保町地区も入るかもしれない。神田公園地区というのは、担当課長ご存じかどうか分かりませんが、千代田区内においては最も緑被率の低いところなんです。3.4とか5なんです。あ、すみません、和泉橋もそうなんですけど。千代田区全体としては3割以上なのに、最も緑被率の低いところ。だから、緑被部分については、街路樹のところが多いからという記述もあって、その地域特性といったときに、だからといって、何もかもノーと言っているわけではないんだけど、やっぱり増やしていかなきゃならないという地域課題を持っているということなんです。そういうことも加味して、今言われている、何というんですかね、バリアフリーも、高齢者が座れる場所も、子どもがちょっと遊んでも危なくない空間も、真夏の猛暑日に日照りを少し和らげてくれる樹冠もあるという道を造ろう。そして、桜も植えようということが可能であるならば、地域のみんなの夢や思いを満たしていくことができるんじゃないかというふうに思うんです。

あえてⅢ期目以降のことを言っているんです。Ⅲ、Ⅳ、Ⅴと行って、神田警察通りのもう本当に皆さん困っています、まちのグレードを上げていきたいのに取り組んでくれないものかねというふうに、本当にみんな悩んでいるようです。だから、この陳情が来たんだと思います。私は、今、邪魔することを言っているのではなくて、ぜひ、開かれた形で、時間をかける必要ばかりではないと思うんです。何度も挫折したり、傷つけ合ったりしてきている道だからこそ、もっと温かい目で時間とお金と労力を割いていただけませんかということをお願いしているんです。

答弁いただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 小枝委員のおっしゃることも分かるんですけども、ここで何年もかけて、警察との協議をして、線形も決めてきたというところで、こちらで、また、ゼロベースではないとおっしゃいますけども、形が変わってしまうとなると、本当に、一番、ゼロベースから始めていかなきゃならないということになりますので。あと、いろいろバリアフリーでベンチだとか、そういうお話がありましたけども、この神田警察通り、先ほど22メートルが広いというお話がありましたけど、区道の中では広いですけど、都道、国道と比べると、かなり狭いと。その中で、いろんな選択肢、どういうものが置けるかというところは考えていかなければならないということですが、先ほど申しましたとおり、ゼロから行くとなると、また物すごい時間がかかると。すぐにやるということにはなりません。

○小枝委員 はっきり言って、その行政の姿勢がこの事業の滞りということになってしまった部分もあるのではないかとこのように思います。率直に思うんです。双方、お互い謙虚にというふうに考えますが、至らぬことは双方にあるのでしょうか、とにかく歩み寄りをしていかないと、誰も幸せにならないというか、時間もお金も現にロスしてきたではないですか。その間に、もう設計図が全部完了しているんですけど、Ⅴ期まで。そこを、ちょっと現状認識。

○須貝基盤整備計画担当課長 いわゆる設計、契約を出すための設計書としての図面はできてございませんが、Ⅱ期からⅤ期にかけての線形、本当の形ですね、どういう形で整備していくかというところは、もう出来上がってございます。

○小枝委員 何が出来上がっているの。

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○はやお委員 線形。だから……

○小枝委員 線形ね。まあ、基礎調査だよな。

ちょっと視点を変えて、例えば、再開発をなお、としているエリアの事業者の側にも立ってもらいたいですよ。要するに、よい店舗、よい空間をつくると。デザインですよ。心地よい空間をつくるということは、道のほうも非常に重要なんです。私、商店街長さんのところにも伺いに行きました。そしたら、住民側がつくったようなデザインも持って、どうだろうという話を聞いたら、そりゃあ、何というんですかね、今どきのウォークブルですよ、今どきのウォークブルのデザインのほうがいい店舗が入るだろうと。いいお客が来るだろうと。そして、そういう意味では、わざわざここに来る人が、何というのかな、そういうエリアの質を上げるだろうというふうに言われたわけです。この道なり、特に、Ⅲ期のところは、安田不動産がまちづくりを行うということで、取組を始めている最中だと思うので、そうした方々にとっても、やはり歩いて楽しい道である、歩いて心地よいストレスのない、何というんですかね、視覚的にも、感覚的にも穏やか道であるということが、非常に、通過するということだけじゃなくて、やっぱりとどまれるということが、道が広場みたいな位置づけに、今、こういう冊子ではなっているんですよ。

国交省にも行ってきました。国交省、どうですかといたら、やっぱり、そうした住民の案も見て、それは決めるのは千代田区ですよ。千代田区なんだけれども、自分たちが目指しているところというのは、そういうものだということもおっしゃっていました。だから、デザインをまだ設計完了していないのであれば、Ⅲ期から以降は、議会の意見も聞き、住民の声を聞き、言わば、これは東京都の計画だけど、ステーキホルダーのやはり考えを聞かずに物事を進めることは、これは行政の道じゃないから、駄目なんですね、ということを見ると、Ⅲ期以降は、どう考えても、住民との協議をちゃんとしていかなきゃいけない。バリアフリーにするのは当たり前です。それを誰も否定はしていません。その上で、よい商店が連なり、よい生活空間としても、そこにとどまれるような、また、災害時には安心感が持てる、そういう道を、今、本気で造ろうというふうな姿勢を持たないと、ちょっとなかなか納得感が得られずに、またつまづくということになりませんかということなんです。それを住民は聞いているわけです。

○須貝基盤整備計画担当課長 すみません。1点、先ほどの設計がまだ終わっていないということですけど、形がもう既に決まっていて、これからやるのは詳細設計と申しまして、金額を載せていく、そういうことになります。

あと、道路というのは、あまり自由度がないところがございますので、ご意見を聞くというところは、例えば、舗装の色ですとか、街路灯の形、基本は同じになってしまいますけども、そういうようなところをご意見を聞いていきたいと、そういうふうに考えてございます。

あと、ウォークブルですけども、それも考え方がございまして、居心地のいい歩きたくなるまちということで、この神田警察通りに関しましては、大きな一方通行ということで、まずは、自転車が視覚的分離になりますけども、そのような形で分けて、人と自転車の通行を安全に保っていくということが目的となっております。

○小枝委員 あまり、ここで、せっかくの委員会なので、平行線にはしたくないので、聞きますが、道路は自由度がないという考え方が、今、変わってきているということなんで

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

すね。それは、やっぱりコロナになって、名立たる建築家の方々もステイホームで家にいたときに、道を見ると、やっぱり道と建物との関係が非常に重要だと。道というのは、通過するための道じゃないと。そういう、何といたうんですかね、道を広場として見る。それは、何といたうんですかね、先進国では、私が言わなくても、専門家の皆さん、部長さんたちもご存じなんでしょうけれども、やっぱり、そういうどこの何ですか、ロンドンでも、バルセロナでも、パリでも、どこでもそうした道を広場として共有し、一つは、車にちょっとご遠慮いただくというか、ご遠慮というのは排除じゃなくて、少し車空間を狭めて、だから、そこは全く一緒なんです。須貝課長と考えていることは、一緒なんです。

その上で、健康にもよく、環境にもよく、にぎわいもあって、景観にもよくて、安全性もいと、そういう空間を道路につくりましょうというのがまちづくりの肝になってきているんですね。それが建物のデザインのみではなくて、都市の質を上げるというふうになってきているので、そこは一手間、もう書いちゃったんで、それでやらせてくださいということじゃなくて、一番いいものにしていきましょうよ。それは時間がかかるというふうに見るんでしょうけど、これまでの経験を見れば分かるように、そうしたほうが時間はかからないんです。世田谷なんかは、そういうふうにしてやってきているんですよ、提案型で、市民の意見を、区民の意見を聞きながら。そして、結局は、私も課長も知らないところの人が、やっぱり、それじゃあ、どうなのかという意見が出てきてしまう。だから、広く、私は、本会議の質問を取り消しちゃったけれども、そこで言いたかったのは、住民にも、それこそ建設的なプランを提案してもらいましょうよと。区は区で誇りを持って、自分たちのプランを提案してくださいと。それを広く多くのステークホルダー、住民、企業、商店街、地元の方々に見ていただいて、そこからプランを、将来展望を確定して、昭和通りのほうまでこれで行きましょうと、この道はこれで行きましょうというふうにしたほうが早いということなんです。

全部、木をばたばた切って、みんなが決めたらいいけど、この先つますくだけになっちゃうから、そうじゃなくて、桜がいいよね、桜も植えたいよね、どんどん植えていこうよ、椅子も置きたいよね、植え込みを、四季の道を造るかどうかというのはあるけれども、それはやっぱりここまで、何といたうのかな、いろいろあったところなんだから、全力を挙げて、応援してもらいたいわけですよ、このまちを。一番大手町に近いところだから、あれなんだけども、ここに住んでいる住民も、企業も、地権者も、デベロッパーさんもみんなに聞いてもらって、将来、どんどん開発も進むところもあるでしょう。その中で、この道が安心して滞在し歩める、自転車を通れる道というのが、世界標準も含めて、国交省が目指していることも含めて、どうしたらいいのかということ、そうしないと、千代田区は私は孤立すると思うんですよ、千代田区さん、何しているのかなと言われちゃうのも嫌だし。その上で住民が決めて、陽光桜で行くんだというんだったら、それは、もう、だって、みんなで決めたんですから、住民が、関係者が、ステークホルダーが。

そういう場面を1回つくっていかないと、このプランのまま、正直、説得力のない少し古い行政のプランをこり押ししていくというのは、一個一個つますくと思うんですよ。それはやめてほしい、税金の使い方としても、労力のかけ方としても。やっぱりオープンに公開でしっかりと提案を出し合って、そして、決めたらもう、決めたら、それで行きましょうよということで、どうなんですかね。できませんかね。そのためにお金と予算

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

をかけませんか。どうですか。平成27年から、これ、やっているんですよ。Ⅰ期工事のときを振り返ると。あのときは、まだ私も不勉強だったかもしれないし、もっといい道の造り方が、開かれた協議をすれば、あるですよ。行政だけで抱え込まないで、もっと広く知恵を出してもらって、そして、決めたら、もう、男性的な言い方でいうと、何だ、四の五の言わないというふうにしないと、今のままだと、永遠に四の五の言いますよ、みんな、いろんなところからわあっと。それは、お互い傷つくし、生産的ではないと思うんですよ。

来年の予算に向けてでもいいし、補正予算を組んででもいいし、私は、すぐ補正予算を組んだらいいと思いますけど。どうですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 そうですね。小枝委員のおっしゃることも分かるんですけども、このⅡ期工事に関しても、Ⅰ期工事が終わってから、時間をかけて、それこそ陳情を何本も頂いて、それに対して、区としてアンケート調査したりですとか、学識経験者のご意見を聞いたりですとか、そういうことをしながら、あと、協議会の中でもご意見を聞いて、パークングの数をなるべく減らして、連続したパークングをつくらないとか、そういうようなことを協議しながらできてきた図面ですので、これまで申し上げたとおり、今のところ、検討するところは考えてございません。

○岩田委員 関連。

○林委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 ちょっとあくまで例え話なんですけども、トンネル工事をするのに、Ⅰ期工事のトンネルがうまくいきました。Ⅱ期工事は、岩盤が硬くて全然掘れません。もう1年も2年もたっちゃっています。で、Ⅲ期、Ⅳ期、Ⅴ期から掘ったらどうですかという話で、もしくは、Ⅱ期のところを迂回工事して掘ったらどうですかというような、そういうようなイメージだと思うんですよ。つまり、ほかのようなやり方はないのかなと、いま一度考えないと、ずっとにらみ合いで終わっちゃう。時間も労力もお金もかかるというような小枝委員のお話だと思うんですよ。そこを、確かにもう決まったことで、もう契約も済んじゃったよとは言いながらも、そこは、いま一度考えてみないと、ずっとにらみ合いだったら、ずっとこのまま進まないんじゃないかと、そういうふう思うんですが、そこを、いま一度、どのように考えているのかなと思うんですが、ご答弁を頂ければと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 例え話というよりは、この神田警察通りのお話でいきますと、Ⅱ期工事、先ほど申し上げましたとおり、時間をかけて計画をしてきて、そして、議会で議決を頂いたと。それに、そして、区として契約をして、ここまで進めてきていると。それを、一部の方の反対によって、工事が進んでいないという、そういう状況が起きているということだけでございますので、区としては、粛々と進めていきたいということでございます。

○岩田委員 その一部の方が何か止めているだけみたいなような、今、おっしゃっていましたが、確かに時間をかけた。で、契約もした。でも、さっきの例え話で言うと、岩盤があまりにも強固過ぎて、全然にっちもさっちもいかないんですよ。もう何かダイヤモンドの先っちょでぐりぐりやっても穴が空かない。どうやっても空かない。じゃあ、どうしようかと言って、今、にらみ合いの状態じゃないですか。それで、工期が延びました。だったら、その岩盤の柔らかいところを探るとか、Ⅲ期、Ⅳ期、Ⅴ期のほうの穴から掘る

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

とか、何かそういうのをちょっと考えないと、ずっとずっと本当に何年も何年もこのままだと、時間もお金もかかっちゃいますよという話なんです。だから、確かに、今までは、時間をかけた、契約もした。それはもちろん分かります。本当に分かります。でも、その岩盤があまりにも硬いんだから、別の方法を考えてやってもいいんじゃないのかなというふうに私は思いますけど、どうなんでしょう。もう、やっぱり、これは決まったことなので、これ以上何も考えることはしない、変更はしない。もうにらみ合いが続いても、ずっとこのまま待っているという状態が何年も続くんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 例え話というよりは、Ⅱ期工事のお話で申し上げますと、岩盤が硬いというか、本来であれば、スムーズに進むところを、これが何というんでしょうかね、不当な行為といいますか、正しいことではないと、そういう行為によって、工事が止まっているということですので、自然のどうしようもないということではなくて、今、訴訟もしておりますけども、一つは国家賠償請求訴訟というのも請求されております。これについては、もう結審してございますが、高裁においても、住民らのまちづくりに参画する権利または利害を侵害するものではないという、そういう判決を頂いてございます。

○岩田委員 今、住民が参加する権利云々の話をしているんじゃないで、ちょっと分かりづらいかと思って、例え話で、岩盤が非常に硬いという話をして、このまま工事が進まないんだったら、ずっとにらみ合いの状態が続いているじゃないですか。お互いにそれは利益にならないと思うんで、別の方法を見つけてやるのが得策なんじゃないのかなというふうに考えています、私は。

でも、区は、いや、もう時間もかけた、契約もした、今からゼロでなんかやりたくないよ。まあ、面倒くさいのもあるのかもしれないし、時間もかかるのかもしれない、お金もかかるのかもしれない、いろんなことがあるんで、やりたくないのかもしれないけども、それが結果的に早くスムーズにそれが進むんだったら、それは、もう区民にとっても、区にとっても、ありがたいことだと思うので、いま一度、そういうのを考えていただけないかなというふうに思っておりますが、やはり考えはもうこのままずっとにらみ合いを続けるだけということなんじゃないでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 にらみ合いを続けているわけではなくて、例えば——例えばじゃないですね、仮処分という手続をして、区の行為を保全するということをして、今、手続して、一部の方はそれに従って、妨害をしないということも、事態も起きていますので、そのような形を進めていきたいと考えてございます。

○林委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 そうですね。やっぱり、どうしても調査が足りていないというか、不勉強というところがあって、ここにいらっしゃる、ふるさとだと、このまちはふるさとであって、外に出た人もここに帰ってきたときに変わらないものがないと、ふるさとだと認識できないよねというふうに言っておられる高齢者の女性は、区長も大好きな竹久夢二の本の箱を作る事業というか、ずっとそれでなりわいとしてきた方なんですよね。何というんですかね、人間は皆平等ではあるけれども、みんな、この本のみち神保町、そして、文化の発祥地、東大もここで始まったという錦町の印刷屋さんであったりとか、それに伴う飲食店であったりとか、そうした本のみちを作っている方であったりとか、ここの地域を構成する女性たちなわけなんですよ。それが、先ほど、一番最初のところで、女性ゼロで10年間協

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

議をしてまいりましたと、今後に向けては変えていきますというふうに言われたんだけど、どんな言葉を試してみても、やっぱりそうした根っこのついた地域の、納税もしてきた地域文化を形成してきた女性たちの声というのを排除してきたということは、間違いないんですね。それは、かなり意図的にやってきた部分もあるんですね、情報が伝わらないようにして。それは、やはり悪質であり、ある種、ハラスメントな部分を含んでいるわけなんです。つまり、女性蔑視ですよ。

行政は行政としてやってきたというけれども、それは、私自身も、そうした方々の、反対はしたけれども、じゃあ、声を一件一件聞きに行ったのかというと、そういう声をしっかりと聞き取った中で、課長、この方がねという話を議決プロセスの中でしなかったという問題はあるけれども、一方で、行政の側にも電話を一生懸命入れたんだけど、私が何かそうした住民からの連絡はありませんかと言ったら、1本もありませんという答弁があったりとか、もう本当に擦れ違いと偏りの中で、この事態というのが起きています。

今日の答弁もかなりすれ違っている。というか、意図的にずらしていきそうですね。私は、Ⅱ期のことを聞いていない。Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ期のことを聞いていると言っているのに、Ⅱ期で答弁してくるでしょう。それがずっと前段プロセスでもありました。私は、今日、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ期のことを言っているわけ。これ、議決していないんだから、議員の声も聞かなきゃいけない、住民の声も聞かなきゃいけない。どういう道にするかというのは、線形を書いたから、もう一遍も変えませんという答弁は、普通だったら成り立たないんですよ、これからのことなんだから。Ⅲ期以降で聞いていることをⅡ期で答えないでください。Ⅲ期以降については、当然、みんなで話し合っただけで決めるんですよ。そこは、今までの答弁と大きくずらしてきていますよ。

○桜井委員 関連。

○小枝委員 そこはちゃんと答弁してください。

○須貝基盤整備計画担当課長 今までの答弁とずらしているというお話ですけども、Ⅲ期以降を進めていく、Ⅱ期と並行してということは、これまでお話ししているとおりでございます。

○小枝委員 中身を言っていますよ。

○桜井委員 違うよ、それは。

○林委員長 はい。桜井委員。

○桜井委員 今日示されている陳情だけを取ってみれば、小枝委員の言われていることは分かるんですけども、冒頭、委員長が整理をしていただいた、この陳情審査6-33、6-3、6-9、6-11、10本の陳情審査ということでやっているんです。ですから、この中には、Ⅱ期工事のことをうたっている陳情も当然あります。で、その中で、担当課長は、Ⅱ期工事については議会の議決がどうだったのか、その間、今日までの間の中で、地域の委員会、地域の方たちの反対もあります、でも、賛成もあるということで議論してきたんですよ。ですから、Ⅱ期工事のことを言っているんじゃないと、そういうわけじゃない。今、Ⅱ期工事も含めた陳情審査しているということなんで……

○小枝委員 私の質問は……

○桜井委員 いや、だから、最初の、今日出されているものについてということだったら分かりますと僕は言っているのね。

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○小枝委員 ……それは……

○桜井委員 そうでしょう。だから、委員長が先ほどおっしゃったように、冒頭におっしゃったように、この10本についての陳情をやりますよとおっしゃっているから、だから、決してⅡ期のことを言って、間違っているという話じゃないんですよ。

それで、経緯については、先ほど担当課長から話を聞いて、おおよそ分かりました。分かりました。で、今日のところでは、新たにⅣ期、Ⅴ期を早期に開始してくださいということであるわけですけども、先ほどの課長はⅢ期から始めると。それだけじゃなくて、その前の段階として、Ⅱ期工事については、今までの理解の下に、区として、しっかりとやっていくということの上でⅢ期という、そういうお話で受け止めたんですけど、そういうことでよろしいんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 桜井委員のおっしゃるとおりで、先ほど申しあげましたのは、Ⅱ期はそのまま、今決まっているまま進めていくと。それから、Ⅲ期以降については、先ほども申しあげた福祉関係の施設が整備される令和8年度までに整備されるということと、交通の安全面、そういうことを考えますと、Ⅲ期のほうから進めていきたいと考えてございます。

○桜井委員 はい。いいです。

○林委員長 冒頭お諮りしたのは、関連する陳情なんぞという形で、本来であれば、陳情審査というのは議案と同様、1本ずつの審査となりますので、この件についてはといったときには、部分で答えていただければ効率的になると。で、分類分けをしていただかないと、非常に効率的な陳情審査にならないので、そこは聞かれたことにしっかり答えてもらいたいと思います。

で、まだあるんでしたら。じゃあ、はやお委員、どうぞ。

○はやお委員 何度も同じことを今までも言っているように、Ⅰ期工事につきまして、私が常任ときの委員長のときに、イチョウを残すという流れが整理されていた。確かに、私もいませんでしたので、2年間は。でも、議決で決まったということに関しては、通常、法的な面においては、それを遂行しなければならないという執行側の立場があることは十分理解します。やらなくちゃいけないと思います。けども、実態論というのは何かということ考えたときに、それは、悪いけれども、執行側が整理できる内容ではないと思う。政治が判断しなくちゃいけないことだと思っています。というのは、何かといったら、実態論としては、現実、ああやって先輩方が、地域の方々が、人数の量は僕は分かりませんが、実態を調べていないから。でも、あそこにずっと木を守る方がいるという実態については、これをどう捉えるかということなんですよ。法的な手続はまさしく間違いはありません。けども、実際、こういう状況になっているということに関して、訴訟問題まで起こされて、そして、その際訴訟費用までかかっているということが実態なんですよ。

一方では、じゃあ、それはどういうふうにして、解決していくんだろうかという、次の段階に行かなくちゃいけないについては、僕は、ここでは、もう議論はできないと思っているんですよ。だから、以前から言っているのは、これは政治的判断が必要になってくるだろうと。

どっちからやっていくかという話になったときには、先ほどの確認は取らなくちゃいけないことではしょうけれども、陳情者のある方はⅣ期、Ⅴ期のほうからやってくれと、

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

駅が近いからという話が出ています。で、こういう中に、小枝委員がおっしゃるように、また今時代も新しくなってきましたから、ウォークブルな道路を造って行って、いろんな様々な意見が出てきている。それは当然です。時代がもうこれだけのたのたやっちゃっているから、それは執行側が悪いわけじゃないですよ。いろいろな中でなってくるから。執行側のほうとして、唯一、今後変えるべきだというふうというのは、計画なんですよ。道路計画か、そういう沿道の整備計画が、ここは一つ確認なんですけど、以前つくったときから比べて、改定のタイミングというのはどういう状況になっているのか、お答えいただきたいと。そういう計画、整備計画とかというのは、どういう状態になっているの。もう変えるときになっているのか、それは、もうある程度スパンが決まっていて、20年、30年ということで、その中にのっとして、この計画が進んでいるんでしょう、計画があって。それをちょっと答えて。

○林委員長 はやお委員の言われたのは、道路整備方針とか。

○はやお委員 そうそう。道路整備方針とか、そういう計画があるからこそ、あそこの一方通行の整理が——だって、計画がなければ、行政は動きづらいんですから、そんな、あ、こんなことがあったからと。だから、一番、僕ら、大切な基本計画があり、個別計画があると。その個別計画の下の中からいろいろ進めているわけですよ。それで、私が言いたいのは、これをやってください、あれをやってくださいと言ったって、そちらは計画で動いているんだから、この計画を変えなくちゃいけないんですよ。見直さなくちゃいけないんですよ。ということだったら、そういうところのタイミングに来てないのかということ、今、確認したいわけだよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 自転車走行空間の整備ということで……

○はやお委員 あ、そうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 あるんですけども、それを年度を区切っているということではなくて、まず、これについては、本来であれば、2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに終わらせるというのがございました。それがI期工事のところからちょっと予定が崩れてしまっておりますけども、計画としてはまだ続いているというところでございます。

○はやお委員 つまり、そうなんですよ。もう2020のときということですから、もう既に4年もたってくると。今後、どういうふうやっていくかといったときに、その計画について、実際、計画というのはもうつくった時点で陳腐化するんですよ。遅くなる可能性があるわけですよ。だからこそ、この計画についての見直しという一つの理由、理屈づけというのが私はあってもしかるべき。その材料となってくるのが、結局は、訴訟の費用だとか、弁護士費用だとか、であるならば、解約を前提にして、これはやれということじゃないんですよ。そういう選択もある中に、数字的な経費的な検討も必要になってくると。

以前、たしか僕は質問したと思います。もし解約をした場合の解約金というのは、ペナルティーって幾らになるんですか。それはやめろということではないです。私は、そういうことを横にらみしながら、政治的判断をしなくてはいけないところまで来ているんじゃないかということで、いや、やれやれといった方からすると、私だって、それは怒られますよ。だから、この前のときなんか、何だか知らないけど、私がパワハラで暴れるから、何か人も来ちゃったみたいなの本会議みたいなのところもありましたよ。私は、だから、そん

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

なことを言っているんじゃない。本当に手順、手続の中でやらなくちゃいけない。けども、実態がそうっていないところをどう考えていくかということ伝えていきたいということになっているから。

そのこのところについて、まず一つ考えられることは、その解約の、いや、今日は無理かもしれないけれども、分科会でも、これ、やりたいと思っているんです。解約金が幾らになって、訴訟費用がどのぐらいかかっている、弁護士費用がどのぐらいかかっている、機会損失がどうなっているんだと。こうなったら、これだけの費用ですよ。だったら、どう判断するんですかということをもっと提示しなくちゃいけないところまで来ていると思うんですよ。だって、また、だって、どんどんどんどん遅延金が取られていくんですから、今のこの状況だったら。だったら、どういうふうに判断しなくちゃいけないかって、経費的な面、それと、今、先ほどⅣ期、Ⅴ期とⅢ期、Ⅳ期——あ、ごめんなさい、Ⅳ期、Ⅴ期なのか、そっちからいうと、ボトルネックがあると。ボトルネックという言葉を知ると、僕はシステム設計をやっていたから、ボトルネックといったら大変な話なんですよ。何をもって、ボトルネックになるのかといったら、それによって、クリティカルパスで工程管理をしていく上で、そこを通らなくちゃいけないことができなくなることなんですよ。だから、そのボトルネックと言っているのについて、いや、詳しくなくてもいいですよ。言葉尻をやるつもりはないですよ。けど、ボトルネックとまで答弁しているんだらば、そのボトルネックというのは具体的にどういうことになるのか。

私は、普通に考えて、素人なのかもしれないけれども、Ⅳ期、Ⅴ期からやるのはそんな問題があるの、そこについて、どうなるのというふうに思うものですから、そのボトルネックというところまでおっしゃるならば、何かといったら、もう2020年にはできていなくちゃいけないことが超えちゃっているんですから。悪いけど、浦島太郎の白髪になっちゃっているんですよ。だから、そのこのところから、さあ、どうするかというところを、現実論をもって、行政も考えなくちゃいけないし、政治も判断しなくちゃいけない。

そういうところで、そのボトルネックについて、もし今日具体的に答えられなければ、分科会の中で分かりやすく説明できるようにしていただきたい。

○林委員長 経費のほうは答えられますか、遅延金の詳細な額から訴訟の金額も。決算らしいなと思うんですけども、今、やるんでしたら、答えられるんでしたら、どうぞ。

○はやお委員 それは今度でしょう。

○林委員長 いやいや、これまでのトータルなあれでしょう。

○はやお委員 そうそう。トータルですよ。だから……

○林委員長 費用についてというのは。決算っぽいかなとは思いますが、今やるんでしたら、どうぞ。

○はやお委員 休憩を取ってもらって。

○林委員長 休憩は取りません。

○はやお委員 取りませんか。

○林委員長 ネット中継ですから。

○はやお委員 失礼しました。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、質問のお一つのボトルネックということですけども

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

……

○林委員長 ごめん。ごめんなさいね。今、議事整理して、数字上の決算上のというお話ししたんですよ。これが強い言葉だったら、大変申し訳ないんですけど、言ったことにお答えして、ボトルネックはこの後やろうと思っているんで、まずは、決算の数字を、訴訟ですとか、遅延金の詳細な数字が今出ますか、出ませんかというところですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 訴訟ですとか、弁護士費用、そういうところは、詳細というところになりますと、今お出しできませんので、それは……

○はやお委員 分かりました。分科会……

○須貝基盤整備計画担当課長 分科会ですか。

○林委員長 いやいや。そんな明文はできないでしょうけど、決算らしいですねというところですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 決算の……

○林委員長 委員会審査、独立ですので。

○はやお委員 はい。分かりました。

○林委員長 はい。分かりました。

○須貝基盤整備計画担当課長 それから、違約金のお話ですけども、こちらは、所管課に確認したところ、約款上は、区側から契約を破棄する場合の具体的な算定というのはございません。損害賠償が発生することになりますので、そうすると、事業者と協議をしなければならぬというところがございます。

○林委員長 ということで、数字については、ちょっと陳情の現時点ではないんで、次、ボトルネック……

○はやお委員 ちょっと……

○林委員長 えっ。数字のこと。

○はやお委員 数字のこと。

結局、何かというと、判断をしなくちゃいけない。大体、数字がどのぐらいなのか、よく私も何度もつかみ、つかみと言っているんですけど、じゃあ、判例として、こういうことについて、契約の、解約についてやった実例があるだろうと思うんですね。ないの。ないの。やらないの。そういう裁判沙汰になったことがない。だから、そのことも含めて、じゃあ、答弁してください。それで、ないんならないで分からない。だけど、普通、こういうところについて、どのぐらいかかるのかというのは、私はこのつかみで欲しいわけよ。桁数がどのぐらいなのか。全額払うよりはという話の中で、こんなふうに遅延が続くんだらば、途中で解約金も払っておいて、それでやっぱりじっくりやるというのが、僕は普通な考え方なのかと思っているから。これは、決して、決してですよ、止めろとかなんとかという意味で言っているわけではなくて、最大の財源で——最小の財源で最大の効果をするためには、必要ないところについては止めるのが普通なんですよ。

だから、そのことについての検討はどこまでできるのかといたら、できないということだよ。その解約金について、分からないから。

○林委員長 答えれるんでしたら、どうぞ。駄目でしたら、今の時点では無理ですと言っただけならば。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほどの事例も確認しましたが、区側の都合によって、契

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

約を破棄したという事例はないということでございます。ですので、今の時点で、その辺を算定するということはできません。

○林委員長 多分、はやお委員が言われているのは、千代田区ではなくて、全国の地方公共団体がという意味だと思いますんで。

○はやお委員 そうだよ。千代田区だけ……

○林委員長 そこは、現場把握できないんでしたら、今の今日の時点の陳情審査はできない。

○はやお委員 やっていないわけ。

まあ、いいや。

○林委員長 で、次に、ボトルネックの言葉についてです。やっぱり、この言葉って、かなり大切なところなんで、どういう位置づけなのか、意味づけなのか、お答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっとボトルネックという言葉が強過ぎるのかもしれませんが、神田警察通りが1車線——あ、1車線じゃない、一方通行で4車線あると。そこに停車帯もあるという中で、車線を1車線減らしていくという計画になってございます。一方通行で進んでいくときに、先のほうを先に工事をして、車線を潰してしまいますと、極端なことを申し上げますと、車が真っすぐ進んでいくと、そのまま歩道にぶつかってしまうという、そういう危険な状態になりますので、なるべくそういうことは避けたいということでございます。

○はやお委員 そのこのところについては、警察との話し合いになるでしょう。だけど、やっぱりいろいろ感情が出ている中に、運用で対応することもできるのではないかと思うんですね。車線数を減らすということについて、例えば、そういうガードみたいなものをやりながら、最初からそういうことでの対応というのは、人間、いろんなことを、知恵を考えれば出てくるはずなんですよ。それは、確かに、一番最初にⅢ期、Ⅳ期とやっていくのが一番自然でしょう。だけれども、こういう状況の中で、安全な道路運営と考えたときに、例えば、そういうような、何というんですかね、パイプというのか、そういうものをきっちり仮でやりながら、事故のないようにやっていくということ是可以るのではないかと思うから言っているんです。

だから、私はよく会社で言われましたよ。できないということについては言うなど。できる理由をどうやって考えていくかといったときに、常にそこに視点なんですよ。できないという理由はどこにもないから、人間が一生懸命やろうと思えば、できるようになるんです。だから、そのこのところから、もう一度考えてくれと。これだけのみんなが問題を起こしているという、いろんな意見がある。だけど、分かるよ、ほんと職員の人たちも議決されたところから担保をもらっていると、やらなくてはいけないというところについては、十分理解する。だけど、そこについては、やはり、条例部長を含めて、そして、また、特別職を含めて、執行機関、そして、また、我々が、たとえ、私がそのときにいなかったということでも、議会が議決しているという重たい事実も踏まえながら、どういうふうやっていくかということの本気でやらなくちゃいけないところに来ているのではないのかということなんです。だから、僕は、担当課長にずっと質疑すること自体が、もう僕は無理だと思っているし、かわいそうだと思っているんです。そこをずっとやっていくということがいいことではないと思うんですね。だから、今言ったように、ボトルネック

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

についても、その辺のところの運用上、いろいろな知恵を使ってやれるのではないかということに関して、お答えいただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 はやお委員のおっしゃるお話ですね、そちらも、警察との、交通管理者との協議の中で不可能ではないということでございます。

○林委員長 ボトルネックはいいですか。

○はやお委員 ボトルネックはいいです。

○林委員長 ボトルネックはいいですか。

○はやお委員 不可能ではないということ……

○林委員長 あと、やり取りで、私はこう思う、担当課としてはこうですというやり取りだけで、もう一度、少し解きほぐして、そもそも沿道の人たちって、皆さん、にぎわいは求められているんですかね、この神田警察通りの。いや、地区によっては、いや、そんなにぎわいの道路は必要ないからというところもあるんです。ただ、区の構想だと、神田警察通りというのは、電通がいなくなり、電機大学がいなくなり、大林組がいなくなり、世の中でいう日本の一流の企業体なり、会社がいなくなると、寂しくなっちゃったと。通りをしっかりとすれば、よい企業がという表現だったんですけど、戻ってきてくれると、まちがにぎやかになるというのが、当時の構想をつくったときなんですよ。ただ、現時点で、機能云々は別ですけども、にぎわいを求めているというのは、間違いないのかどうかということと。

もう一つが、2020年までに自転車の通りというのは、確かに東京オリンピックの前までは、自転車って、すばらしい移動体、モビリティだったのかもしれないけど、時代は変わっちゃったんですよ。どこかの部長がおっしゃっているように、全く時代が変わっちゃって、もう、何だ、あれ、何というの。（発言する者あり）何とかスクーター、スクーターのやつとかなっていて、自転車道があるからにぎわいになる事例というのがもしあれば、あれば、自転車道専用のストリートがあって、自転車道専用のストリートがあるから、よりにぎやかになって、いい道になったという先行例があるのであれば、堂々とそれをお示しすれば、もっとこうなりますよと。要は、未来系統がないわけなんですよね、Ⅱ期でボトルネックという言葉は不適切なのかもしれないですけども、止まっていて、これだけ自転車専用道ができて、歩道が広がったら、こんなすばらしい通りになりましたと、にぎやかになりましたという成功例を見れないことには、なかなか価値観対立になってくると、次のステージに行けないのかなと思いますんで、せっかく遅れているんですから、千代田区はないのは分かっていますよ。千代田区は、自転車道専用道路がなくて、にぎやかになったのはいないんでしょうけど、よその地方公共団体の中でもしあれば、お示ししていただいて、道路を改修すれば、こうなるんだというところを見いだして見せないと、なかなか感情的なお話だけになってしまわないかなという気がいたしますんで、あれば、なければ、別の機会で、私もプレーヤーになれるところでやってみたいんですけども。

どうですかね、にぎわいを求めているのかということと、自転車専用道というところがあると、まちがにぎやかになるのかという実証的なものがあるのか、ないのか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 委員長のほうから、にぎわいが今現在も求められているのかという問いがございました。神田警察通り沿道につきましては、23年6月に策定した沿道まちづくり整備構想が、まず、柱となっております。その後、25年3月に沿

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

道にぎわいガイドラインを作成し、今年、令和6年1月に神田警察通り周辺まちづくり方針という形で、警察通り沿道の周りの市街地が、どういうふうに、そういったにぎわいガイドラインに基づいて、にぎわいづくりを実現しているかというところで、今現在、そういった形で取り組んでいることからしますと、周辺としては、今まさににぎわいを再生していこうというような意気込みの中で取り組んでいるという形で考えております。

○須貝基盤整備計画担当課長 もう一つのご質問の、自転車道があるから、にぎわいができているという、そういう先事例ということでございますが、そちらは、ちょっと調査させていただきたいと思います。ただ、ここの神田警察通りに関しては、今までも申し上げておき、大きな一方通行ということで、車道を自転車が通る、神田駅方向から逆走するということができませんので、ここでは、自転車道の——自転車道ではないですね、自転車走行空間の整備が必要であるということは、変わりございません。

○林委員長 まあ、いいか。

ありますか。

○春山副委員長 関連で。

○林委員長 はい。副委員長。

○春山副委員長 すみません。ちょっと確認したいんですけども、私も、過去の経緯は資料でしか分からないので、過去の協議の経過と、今、どう区として考えているかというところで、道路の在り方なんですけれども、この自転車道のネットワークは、もともと、これは自転車道を造られるときって、ここの区間だけ自転車道でも意味がないと思うので、全体の自転車道ネットワークというのはどういうふうに考えられて、ここを自転車空間の整備をしようとしたのかと、今現状、どう考えられているのかということと。

もちろん計画が決まった上で議決したということなんですけれども、ほかの委員の方々がおっしゃられているように、委員長もおっしゃられたように、自転車道の整備とまちのにぎわいて、必ずしもイコールでもないし、それと、駐車スペースの確保もさらにまたにぎわいと自転車道ということと一致するわけじゃない。その辺の整合性がずっと見えないなと思っている中で、何を優先して、この神田警察通りの整備をされているのか、本当にまちのにぎわいであれば、先ほど小枝委員があったように、まちづくりと道路空間の在り方で、どうにじみ出しを道路空間にしていくかというところで、まちのにぎわいと、建物1階のグラウンドレベルというものを検討していかなくてはいけない。それは、にぎわいを求めるのであれば、それが多分第一優先すべきまちづくりだと思うんですね。自転車道ということであれば、もう海外は道路4車線の真ん中に自転車道を走らせて、自転車空間というのを優先するということが、もう何年も、2020年とかから実際にまちを変えられている都市が、大都市がたくさんあって、もちろん最初に決めたときに、これが粛々と実行されているのであれば、決まったまちづくりとしていいのかもしれないんですけども、皆さん、ほかの委員の方がおっしゃるように、刻々と世の中が変化していく中で、これからのまちに対して、何が優先順位で、でも、これで整備していかなくちゃいけないんだという、その姿勢なり、納得できる答えを頂きたいなと思います。（発言する者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 春山副委員長のご質問の一つで、自転車のネットワークということでございますが、こちらは、自転車利用ガイドラインというものがございまして、

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

それの中のネットワーク、ポンチ絵みたいなものですけども、そこで、一応、ネットワーク図ができています。それに基づいて、この神田警察通りについては、自転車走行空間の整備ということで進めているところでございます。（発言する者あり）

○林委員長 自転車、自転車ガイドラインだよね。一応、資料に入れてもらっているのがございませぬ。

○春山副委員長 ちょっと調べてみます。

○林委員長 はい。続けますか。でも、真ん中の、（発言する者あり）そう、路面電車みたいになっちゃうんですね、海外は。

○はやお委員 ……結節点があそこの陳情と……のところ……（発言する者あり）

○林委員長 何かこうだよというのが、一つ解の公式であると、非常にいいですよ、私はこう思うという、別にいいんですよ、それも当たり前のことです。に対する形にならないと——出てこないですか。

○春山副委員長 出てきました。平成25年12月……

○林委員長 やっぱり古いんですよ、自転車ガイドラインも。

○春山副委員長 なるほど。

ちょっと1点だけ。すみません。ありがとうございます。今、自転車利用ガイドライン、平成25年12月に策定されたものを見つけました。

このガイドラインに沿って、今後も、自転車利用ガイドラインのネットワーク化を整備していくという方針の中で進められているということなんでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 今のベースは、自転車利用のガイドラインのほうを基に進めておるんでございますが、国のほうで、自転車活用推進法が施行されて、その関係で、各市区町村に対しても活用計画の策定というものが努力義務化されております。区のほうでは、今年度から活用推進計画の策定に向けた検討のほうを開始する、しているところでございまして、次年度、具体的な整備路線のネットワークについてもお示しできるように、検討のほうはこれからさらに進めていきたいというふうに考えております。

○春山副委員長 すみません。これから自転車整備ガイドラインをもう少し整備していくということなんですけど、それと、今、千代田が進めているウォークブルの在り方とそれぞれのにぎわいの在り方、もう少し人に優しい道路の在り方というのの整合性というのは、どういうふうに取りられているんでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 当然、上位にあります基本構想、都市マスというところから部の関連計画のほうにもまた下りてくるのかなと思ってございませぬので、そういったにぎわいの部分といったところも、ただ走るとか、止めるとかというところだけではなくて、そういったまちの新たな要素でありますウォークブルといったところとも連携しながら、計画が有機的に連携するような形でまとめられたらというふうには考えております。

○林委員長 せっかくならご指摘なんで、この千代田区自転車利用ガイドライン、平成25年ですから、2013年12月の法定計画かどうか、任意計画だったのかということと、国の指針が変わったんで、これを改定する予定があるのか、ないのか。ごめんなさいね。ずっと街路樹の話ばかり続いてたんですけども、せっかく自転車道についてというフォーカスが少し違う切り口で、今、陳情審査が進んでいますんで、分かりますかね。

○神原環境まちづくり総務課長 自転車活用の推進法が施行されたのが2017年になっ

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

てございますので、そのガイドラインを策定した時点では、そういった法定義務といったものは課せられていなかったというふうに認識しております。

○林委員長 そうすると、計画のところでも、この自転車利用ガイドラインというのは、第3次長期総合計画と、平成10年にできた都市計画マスタープランの下部計画というか、指針になっていると。これが国のほうの法律が一つできたのと、都市計画マスタープランというのを改定されたんで、普通のテクニカルな話でいくと、ちょっと時代は変わったんですよというガイドラインの計画になってしまったんですかね。それとも、まだまだ十二分に10年前の計画ですけど、大丈夫ですという形なのか。任意計画というのは分かりましたので。

○神原環境まちづくり総務課長 活用推進法が施行されたというのも一つございますし、昨年の道路交通法の改定によりまして、自転車のヘルメットが努力義務化されたとか、あとは、新たなモビリティのほうもこれから出てきているような状況の中で、一旦、この自転車の活用の仕方についても見直しが必要というような認識の下、推進計画の策定のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

○林委員長 ちょっとずれてしまって、申し訳なかったですが、やり取りのまだ……

○はやお委員 もう一つだけ。

○林委員長 はい、どうぞ。はやお委員。

○はやお委員 つまり、いろいろな、自転車もそうですし、法律的にもそうですし、それで、あと、何ですかね、新しいスタイルのキックボードみたいな何かも出てきて、それと交通手段も新しくなっている、こういう状況の中で見直さなくちゃいけない。そうになると、同時に、道路の在り方も変わってくるんですよ。理屈を言うわけではないけれども、だからこそ、ここのところで見直しをしながら、今後の進め方を整理するというのが、我々、今まで、なかなか時代に合わなくなった計画を見直す中に修正をしてきたというのが一つのテクニカルなものもあったから、この辺のところは、ちょっと柔らかく計画を変えるということを一つの理由に……

○林委員長 アジャイル、アジャイル。

○はやお委員 アジャイルというの、それ。そういうふうにやっていくということが、私は大切なことなのかなと思うんですね。だから、やっぱり時代によって、どんどん変わっていきますから。だからこそ、少しでも、逆に物事は考える。こうやってもめたからこそ、より時代に合わせたい道路にできるというふうに考えるほうが僕は非常に建設的なのかなと思うので、この辺は、ちょっとお互いに歩み寄って行ってやっていくということの形を取ってきていただきたいと思います。ここのところについて、それ、今言ってくれと言ったって、それは上のほうからやれ、やれと言われていたら、立場的に困るのも分かりますから、これは、分科会のところで、これまた、パワハラと捉えないでくださいよ。丁寧に質疑していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○林委員長 別に確認しなくても……

○はやお委員 いいです。いいです、もう。いや、答えられるんなら答えてよ。そうです、そういう考えについて、思っています。いや、もう、どんどん変えていきます、時代に合わせてと言ってくれりゃ、いいじゃないか、変えようじゃねえかという話になりますけど、それ、言えないよね。

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○林委員長 そこは、アジャイルな基本構想があるんで、ですけど、どうでしょう。やり取りを途中で切ってしまったんですけども、じゃあ、次回ぐらいまでに、ちょっと私は別に見直す云々というよりも、あくまでも、ずっと、今、議事整理をかけてきたのは、こんな道路になったら、にぎやかに今以上になりますよという証明をかけない限り、なかなかうまくいかないのかなと思いつつやっただんですけども、それ以外の視点でも何かあれば。ここから……

○はやお委員 継続、継続。

○林委員長 資料も、もう十分やり尽くしたと思いますし……

○小枝委員 これからのこと。

○林委員長 これからのもう取扱いに入っちゃいますか。陳情、みんな、Ⅱ期工事の一時中断を求める陳情というのが本年に入ってから幾つか出まして、一時中断ですとか、先ほど桜井委員がご指摘されたように、新たに道路の造る順番を変えてくれというのが急にふっと陳情で出てきたんで、今までのⅡ期をどうするかというところにかなりフォーカスを当ててやってきたのとはちょっと違う趣旨の陳情にはなったんですが、計画道路1本ですからね、整備を全部貫通させない限り、一部分だけ造ったとしても、よくある高速道路の1車線しか、対面交通のところでもさしくボトルネックで渋滞になってしまうのと同じですんで、整備するからには一体化した整備をかけなくてはいけないんでしょうけど。

いいですか、もう、今日のところは。えっ。

○小枝委員 ……の一番最初の……考え方については、言葉だけで流れていかずに、ちょっと何か複数案でも出してもらって、議論のイメージをつくっていったほうがいいのかと思ったんですけど。別に今回……じゃないと……

○林委員長 こちらは、前回の陳情審査のときに、男女比について分かるようなと言われ、ご指摘がありましたんで、作ったもので。

○小枝委員 新たなもので。だから、すぐに……。 (発言する者あり)

○林委員長 別にここから先というのは、これに書いてある、みらいプロジェクトという2015年、平成27年につくったときには、男女比の数値目標をつくってやっていたと。(発言する者あり) だけど、それがなくなったんで、第4次基本構想で、その代わり、基準がありますよという、それ以上、以下でもない形で、これ、基準のほうが重たいのかな。(発言する者あり) うん。もう今後については、だから、町会や地縁団体のみならず、ほかのカテゴリーというか、領域の方のご意見も聞くときに、男女比のほうの調整もしていきたいというのがあったんで、もうこれ以上になってくると、千代田区全体の審議会なり、懇談会の構成比率の指針とかやり方とかで、政策経営部マターになるのかなと。

○はやお委員 男女平等はあっちかな。

○林委員長 地域振興部か。地域振興部か。で、条例部としては、できる限り、その基準にのっとって、男女比ですよ、これ、女性が多ければ、6割以上になって、男の人が3割になったらまた違うというご意見も出るかもしれないですけど、当面のところ、男のほうは圧倒的に多過ぎてしまって、女性の方が少ない会議体が非常に多いです、区議会も同じなんで、あんまり言いづらいんで。

○小枝委員 分かりました。

○林委員長 1回、じゃあ、休憩しましょうか、トイレ休憩。

令和 6年 9月30日 環境まちづくり委員会（未定稿）

トイレ休憩します。

午後3時02分休憩

午後3時18分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員の皆様から特にもうよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、本件、神田警察通り関連の10件の陳情についての取扱いについてですが。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。それでは、神田警察通り関連10件の陳情につきましては、継続の取扱い、継続審査の取扱いとさせていただきます。